

北海道一級河川環境保全連絡協議会
鶴川・沙流川部会 会則

(目的)

第1条 北海道一級河川環境保全連絡協議会規約第6条第1項の規定に基づく鶴川、沙流川部会(以下「部会」という。)は、鶴川、沙流川並びにこれに接続する公共の用に供される水域及び水路の環境保全対策について、関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

(協議事項)

第2条 部会は前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。
(1) 水質汚染対策に関する資料及び情報の交換
(2) 河川愛護思想の普及及び広報
(3) 河川区域内の土地の緑地、公園化及び適正利用の推進に関すること。
(4) その他

(組織)

第3条 部会を構成する機関及び部会員は別表のとおりとする。
2. 部会長は、室蘭開発建設部次長(河川道路担当)とする。

(運営)

第4条 部会長は部会を代表し、会務を統括する。
2. 部会長は必要に応じ会議を招集し、部会運営の方針を決定する。

(専門部会)

第5条 部会には必要により専門部会を置くことができる。
2. 専門部会は専門委員をもって構成する。
3. 専門委員は部会員のうちから推薦により指名する。
4. 専門部会長は専門委員の中から部会長が任務する。
5. 専門部会は検討事項の経過を部会に報告しなければならない。

(報告)

第6条 部会長は協議会規約第6条3項の規定に基づき、部会事務運営の経過等について幹事会に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 部会の事務局は室蘭開発建設部治水課に置く。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

(附 則)

第9条

この会則は昭和57年8月10日から実行する。

昭和59年 4月26日一部改訂。

平成 2年 8月 7日一部改訂。

平成 9年 4月24日一部改訂。

平成10年10月 7日一部改訂。

平成11年 4月27日一部改訂。

平成13年 4月25日一部改訂。

平成15年 4月25日一部改訂。

平成17年 4月25日一部改訂。

平成18年 4月27日一部改訂。

平成19年 4月27日一部改訂。

平成20年 4月30日一部改訂。

平成22年 4月26日一部改訂。

平成23年 4月28日一部改訂。

平成25年 5月 8日一部改訂。

平成26年 4月25日一部改訂。

平成27年 4月30日一部改訂。

平成28年 4月27日一部改訂。

鵜川・沙流川部会構成員一覧表

役員名	機関名	役職名
部会長 委員	室蘭開発建設部	次長(河川道路担当)
	室蘭開発建設部	公物管理課長、治水課長
	胆振総合振興局	環境生活課長、林務課長
	日高振興局	環境生活課長、林務課長
	上川総合振興局	環境生活課長、林務課長
	胆振総合振興局 室蘭建設管理部	維持管理課長、治水課長
	上川総合振興局 旭川建設管理部	維持管理課長、治水課長
	苫小牧警察署	生活安全課長
	門別警察署	刑事生活安全課長
	富良野警察署	刑事生活安全課長
	むかわ町	総務企画課長、建設水道課長 穂別総合支所地域振興課長 穂別総合支所地域経済課長
	占冠村	企画商工課長、産業建設課長
	平取町	まちづくり課長、建設水道課長
	日高町	総務課長 水・くらしサービスセンター所長
事務局	室蘭開発建設部	治水課